HOKKAIDO UNIVERSITY

| | |
|---|---|
| Title | カラー・ブラインド時代のマイノリティ政策（１）：構造的不正義と歴史的不正義を中心に |
| Author(s) | 辻, 康夫 |
| Citation | 北大法学論集, 75(5-6), 59-85 |
| Issue Date | 2025-03-28 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/94408 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | 03_Tsuji_lawreview_75_5・6.pdf |

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　　説

# カラー・ブラインド時代のマイノリティ政策（1）

## ―― 構造的不正義と歴史的不正義を中心に ――

辻　　康夫

目　次

第1節　形式的平等の時代の不平等
第2節　支配・抑圧の可視化　（以上本号）
第3節　構造的不正義への対応
第4節　歴史的不正義の修復

### 本稿の課題

多文化主義は、人種・民族集団の文化・コミュニティ・アイデンティティを尊重しながら、これを全体社会に公平な条件で統合する政策原理である。筆者は多文化主義を、それが主題化するマイノリティの困難・ニーズに対応して、3つのアプローチに分類している。「文化アプローチ」は、マイノリティ集団の固有の文化の実践から生じるニーズを問題にする。「コミュニティ再建アプローチ」は、マイノリティ集団が陥る社会病理の克服をめざす。これに対して、「支配・抑圧アプローチ」は、マイノリティ集団と主流派集団の間の支配・抑圧の関係の是正をめざす。本稿は、このうち、「支配・抑圧アプローチ」の検討を行うものである。

一般に、民族・エスニシティ・人種によって区別されたマイノリティ集団は、主流派集団によって、不当な支配や抑圧を受けてきた。このため、

マイノリティの要求や、政策実践の中で、不平等な関係の是正は中心的な位置を占める。その目的のためには複数の手法が存在するが、多文化主義の政策は、そのための有力な手法のひとつと考えられるのである。

本稿は、はじめに、マイノリティ集団が被ってきた不平等な関係の推移を概観し、今日の状況の特殊性を確認する。20世紀末以降、マイノリティ集団に対する公的・明示的な差別の多くが消失したが、その後もインフォーマルな形の支配・抑圧が持続していることが多い。そこで、このようなインフォーマルな従属関係を可視化し、それを是正する政策が必要になる。本稿では、その理論的根拠を「構造的不正義」および「歴史的不正義」の議論を軸に検討する。

第二に、このような取り組みの中で、「多文化主義」の政策が、重要な役割を果たしうることを示す。すなわち平等な関係の実現のために、文化・コミュニティ・アイデンティの尊重が有用となる場合が存在することを示す。

本章では、アメリカの黒人の事例を素材として取り上げる。アメリカでは公民権運動を受けた1960年代の諸立法によって黒人に対する法的・形式的平等が実現するが、その後も現在に至るまで、多様な領域において、主流派の白人との間に顕著な不平等が持続している。そこに存在する不正義の可視化のために「構造的不正義」「歴史的不正義」が論じられており、本章の関心に適した事例なのである。

## 第1節　形式的平等の時代の不平等

### 1．古典的な支配・抑圧の時代：20世紀中葉まで

主流派集団がマイノリティ集団に強要する不利益を、アイリス・ヤングは、「支配（domination）」と「抑圧（oppression）」の要素に分けている（Young 1990）。「支配」とは、他者の自治・自己決定を奪い自らの統制下におくことである。「抑圧」とは、他者が自律的に活動するための自由・資源・機会を奪うことである。このような不平等な関係が形成される際には、それを正当化するイデオロギーが必要になる。かくして、マイノリティ集団が劣等であり、平等な処遇に値しないとする様々な観念やストーリーが作られることになる。

近代初頭から20世紀初頭にかけて、西洋においては近代国家が形成され、これと並行して国民集団が形成される。この過程において、国民集団形成の中心となった主流派集団と、その周縁に位置づけられたマイノリティ集団の間に、非対称的な関係が形成された。すなわち、多くのマイノリティは、政治的な自律性を奪われ、従属的地位におかれた。固有文化の実践を妨げられ、主流派文化の受容を強要された。職業選択の自由も制限され、社会生活においても周縁化を強いられた。

このような不平等な関係を正当化するために、マイノリティ集団の劣等性を主張する理論が提示され、マイノリティ集団が平等な処遇に値しないことが主張された。こうした実践の代表例として「レイシズム」があげられる。レイシズムにおいて、人間は身体的な特徴によっていくつかの「人種」に分類される（Garner 2010; ミシェル 2020）。人種相互の間には知的・倫理的・政治的な優劣が存在すると観念され、この観念に基づいて、権力関係や差別の実践が正当化される。レイシズムの特徴のひとつはその本質主義にある。「人種」は自然界に根拠を持つので、その本質は不変である。そこから生じる人種間の優劣も不変なものと見なされ、支配従属関係が基礎づけられるのである。

「人種」の観念は、西洋人が非西洋地域を植民地化する過程で大きく発展する。すなわち、植民地および新大陸において白人の支配を確立し、アフリカとの奴隷貿易を展開するうえで、人種間の序列を確立することは不可欠であった（ミシェル 2020）。学術研究もこれに応じ、身体計測などを通じて人種概念を精緻化してゆく。生物学と結びついたこのようなレイシズムは19世紀末から20世紀中葉まで、力を持ったのである。

エドワード・サイードによれば、「オリエンタリズム」も、同じ時期に展開をとげた（Said 1978）。中東を研究対象とするオリエンタリズムは、文献学や言語学の手法を用いて、「人種」よりも「文明」の観念に基づいて、西洋と東洋の優劣を議論した。オリエンタリズムの言説の中では、「東洋人」はひとつの実体を形成し、その本質において、西洋人に劣るとされる。すなわ東洋人は、論理的思考の能力を欠き、倫理的な欠陥をもち、政治的には自治を行う能力がないとされる。こうした東洋人の観念は、西洋人による長い東洋研究の伝統の中で作られ、西洋人の生み出した膨大なテキストによって支えられている。このような知識を

生み出す「研究」は、西洋が東洋を支配するという権力関係の中で行われた。すなわち、西洋人は東洋人を一方向的に研究する資格を持ち、その研究が生み出した「知識」は、経験的事実や当事者の認識と大きく乖離しながらも、権力の付与する権威に支えられて、高度な安定性を維持したのである。

アメリカの場合、イギリス植民地時代以降、黒人の奴隷労働は社会建設の不可欠の原動力となった（上杉 2013）。奴隷制度は19世紀末に廃止されるが、解放された黒人を白人の支配下におく仕組みが作られた。南部の諸州において、黒人はシェアクロッピング小作制度のもとで経済的搾取をうけ、また人種隔離制度が、学校・公共施設など、生活の様々な領域に広がった。北部に移動した黒人も、白人住民の排斥運動によって住居分離にさらされた。また使用者や白人の労働組合によって、製造業の熟練職から排除され、未熟練の職種に閉じ込められた。政治的にも、南部では投票権が事実上はく奪され、北部においても政治力はわずかであった。社会生活においては、黒人が白人に敬意を払う「人種エチケット」が強要され、抵抗する黒人は、恣意的な逮捕、囚人としての強制労働、リンチの暴力ににもさらされた。警察や裁判所は、白人の支配する機関であり、黒人への暴力を抑止しなかった。以上のような制度や慣行は、レイシズムのイデオロギーに支えられていた（Bonilla-Silva 2021, p.42）。すなわち、ほとんどの白人は、黒人が知的・道徳的に劣っており、白人が黒人と混ざり合うことを不適切と考えていたのである。

このような明示的な差別は、各国において、20世紀中葉以降、批判を受けるようになる。国際的な人権規範が浸透し、民族や人種に基づく差別の不当性の認識が広がる。マイノリティ集団は平等な地位をもとめて政治運動を展開し、これを受けて差別的な制度が除かれてゆく。差別を支えてきた生物的レイシズムやオリエンタリズムも学術的な信頼性を喪失した。この結果、マイノリティ集団に対する差別的な法制度が廃止され、法的・形式的な平等が実現するのである。

しかしながら、形式的平等の実現によって、ただちに集団間の実質的平等が実現したわけではない。実際のところ、主流派集団とマイノリティ集団の間には、インフォーマルな制度・政策・実践の組み合わせを通じ

て、支配・抑圧の構造が持続することが多い。

アメリカの黒人について、この事情を確認しよう。アメリカでは1950年代後半から60年代の公民権運動の結果、1964年公民権法、1965年投票権法、1968年公正住宅取引法が成立し、公的制度における明示的差別が廃止された。黒人の本質的な劣等性を主張する生物学的レイシズムも公式に否定され、黒人が通常の人間の水準にみたない劣等な存在であると考える人はほとんどいなくなった（Bonilla-Silva 2021, pp. 37-39）。社会の公的制度や、政府の公的見解において、黒人は白人と平等な存在として扱われることになった。

しかしながら、現在でも、白人と黒人の間には、富や収入、教育、就業、健康、犯罪など、人生の福利のほとんどの指標において、顕著なギャップが存在している。たとえば、黒人の世帯収入の中央値は、白人のそれの62%にとどまる[1]。黒人世帯の資産の中央値および平均値は、それぞれ白人世帯の資産の12.8%、14.5%に過ぎない[2]（2019年）。黒人の貧困率は白人の2.0倍（2021年）である[3]。犯罪とのかかわりも多く、黒人の収監率は白人の4.8倍である[4]。

---

[1] 2021年の黒人世帯の収入の中央値は48,297ドル、白人世帯は77,999ドルである。Jessica Semega and Melissa Kollar, *U.S. Census Bureau, Current Population Reports, P*60-276, *Income in the United States: 2021,* U.S. Government Publishing Office, Washington, DC, September 2022.

[2] 2019年の調査では、白人世帯の資産の中央値は188,200ドル、黒人世帯は24,100ドルであった。白人世帯の資産の平均値は983,400ドル、黒人世帯は142,500ドルであった。Bhutta, Neil, Andrew C. Chang, Lisa J. Dettling, and Joanne W. Hsu (2020). "Disparities in Wealth by Race and Ethnicity in the 2019 Survey of Consumer Finances," FEDS Notes. Washington: Board of Governors of the Federal Reserve System, September 28, 2020, https://doi.org/10.17016/2380-7172.2797.

[3] 2021年に、黒人と白人の貧困率は19.5%、10.0％であった。Emily A. Shrider and John Creamer, U.S. Census Bureau, Current Population Reports, P60-280, *Poverty in the United States: 2022, U.S.* Government Publishing Office, Washington, DC, September 2023.

[4] 2022年の、黒人の収監率は10万人当たり911人、白人は188人である。E. Ann Carson, PhD, and Rich Kluckow, DSW. Stephanie Mueller, Todd Minton, Tracy

健康についても顕著な較差が存在する。黒人の出産した新生児の死亡率は、白人の2.4倍であり[5]、黒人の妊婦死亡率は白人の2.6倍である（2021年）[6]。黒人の成人の糖尿病の有病率は、白人の1.6倍であり[7]、黒人のエイズの罹患率は白人の9.3倍である（2021年）[8]。黒人の平均寿命は白人より3－6歳短い（2018-2021年）[9]。

このように、アメリカ社会において、多くの側面において、白人と黒人の間には大きな較差が存在し、黒人が不遇な立場にあることに争いはない。他方、このような較差を不正義とみなすべきかをめぐっては、意見の大きな隔たりが存在する。すなわち、このような較差を不正義とはみなさない見解も有力なのである。以下では、この較差を正当化する「カラー・ブラインド・レイシズム」のイデオロギーを概観したのちに、このイデオロギーの問題点を指摘し、格差の是正を主張するための方法について検討する。

---

Snell, *Prisoners in 2022 – Statistical Tables*. U.S. Department of Justice, Office of Justice Programs, Bureau of Justice Statistics, November 2023, NCJ3071491.

[5] 2021年に、黒人女性からの新生児の死亡率は1000人中10.55、白人女性は4.36であった。Ely DM, Driscoll AK. “Infant mortality in the United States, 2020: Data from the period linked birth/infant death file.” *National Vital Statistics Reports*, vol 71 no 5. Hyattsville, MD: National Center for Health Statistics. 2022. DOI: https://dx.doi.org/10.15620/cdc:120700.

[6] 2021年に、黒人妊婦の死者は、出産10万件あたり69.9、白人は26.6であった。Hoyert DL. “Maternal mortality rates in the United States, 2021.” NCHS Health E-Stats. 2023. DOI: https://dx.doi.org/10.15620/cdc:124678.

[7] “Diabetes and African Americans,” Website of U.S. Department of Health and Human Services, Office of Minority Health. https://minorityhealth.hhs.gov/diabetes-and-african-americans（last accessed 2024.7.17）

[8] “HIV/AIDS and African Americans 2020", Website of U.S. Department of Health & Human Services, Office of Minority Health. https://minorityhealth.hhs.gov/hivaids-and-african-americans.（last accessed 2024.7.17）

[9] 両者の差は、2018年から2021年まで、3.9歳、4.0歳、5.9歳、5.5歳のように推移している。

## 2．不正義隠蔽のイデオロギー：カラー・ブラインド・レイシズム

ボニラ＝シルヴァは、公民権運動以後のアメリカにおいて、黒人への明示的な差別が減少し、抑圧の構造とイデオロギーが大きく変わったことを明らかにしている（Bonilla-Silva 2022）。露骨な人種偏見や白人至上主義は残存しているものの、白人の多くはこの立場をとらなくなっている。これに代わって彼らが信奉する人種的イデオロギーは、「カラー・ブラインド・レイシズム」と名づけられるべきものである。

このイデオロギーによれば、アメリカは公民権運動を経て根本的に転換し、平等な社会になった。現在、社会のルールは公平であり、そのルールにしたがって人々が行動した結果、白人と黒人の較差が生まれるとしても、それを不正義と考えるべきではないというのである。

このイデオロギーには、４つの中核的要素が存在する。その第一は、個人主義的な「自己決定」と「責任」の強調である。個人は、自らの人生について選択を行うことができる一方で、選択の結果に対して、責任を負うことを求められる。社会経済的な財の配分については、新自由主義的なビジョンが支持される。すなわち収入や富の配分は、公平な競争を通じて行われる（ibid., p.81）。個々人は努力を積み重ねることで、必要な能力を身につけ、これに見合った報酬を受け取るべきである。今日のアメリカでは、「平等な機会」が保障され、誰もが自らの努力に見合った収入を得ている。したがって、白人と黒人の収入の較差も、不正義には当たらないとされる。また、較差を是正するためのアファーマティヴ・アクションは、公正な競争のルールをゆがめるものとして、批判されるのである。

住居分離や、社交の分離についても類似の正当化が行われる（Bonilla-Silva 2022, pp.88-89）。アメリカでは白人と黒人の居住地区が分離している地区が多く、後述のように、これが両集団間の社会経済的較差を持続させる一因と考えられている。両集団間の社交の分断についても、同様の点が指摘される。ところが「カラーブラインド・レイシズム」は、「個人の選択の尊重」のレトリックにより、このような状況を正当化する。「どこに、誰と一緒に居住するか」「誰と交際するか」の決定は、人生のあり方を大きく規定するものであるから、その決定はそれぞれの個人にゆだねらるべきである。その帰結として居住地区の分離や、社交の

分離がおこることに不正は存在しない。たしかに、両集団間の混住や社交が進むことは、望ましいことではあるが、それは個人の自発的選択を通じて実現すべきことである。政府は人々の好みを変えることはできないし、居住や交際のパタンやを変更するために介入することは不適切とされるのである。

第二の要素は、較差につながる行動の「自然化」であり、ある現象を「物事の自然のなりゆき」として説明する姿勢である（ibid., pp. 90–93）。これはとりわけ、人種による居住地域や生活領域の分離を説明するために用いられる。すなわち、多くの白人が社交の対象として、白人のみを選ぶが、「人間にとって、自分と似た人とつきあうこと」は、「自然なこと」であり、これは差別的意図に発するものではないとされる。マイノリティもまた、仲間うちで集まることを好むので、白人の行動が特異なわけではない。この立場は同じ人種集団のメンバーとつきあう欲求を再生産する仕組みを解明する代わりに、一方では、これを個人の自発的な選択として、他方では、これを自然な成り行きとして扱う点に、イデオロギー性を持つ。

第三の要素は、黒人の文化の問題視である（pp. 93–97）。今日の黒人社会には、怠惰で努力を嫌う文化が存在するとされる。すなわち、黒人は楽をして収入を得ることをのみを考え、教育を通じて技能を身につけることに不熱心である。また、家族関係が不安定で、若いシングルマザーが多いことも問題である。勤勉や教育を軽視するこのような文化のゆえに、黒人は競争のなかで成功できず、貧困から抜け出せないというのである[10]。

第四の要素は、人種差別の矮小化である（pp. 97–101）。社会の中に、黒人に対する様々な差別が存在することは広く認識されており、カラー・ブラインド・レイシズムも、これを否定するものではない。このイデオロギーの主張は、差別が存在するとしても、それが黒人の苦境を

[10] 興味深いことは、「黒人の怠惰」という認識は、直接の体験から生じたものではない点である。現行制度が平等になったという想定と、黒人が貧しいという現実があり、ここから、演繹されるものである。ある回答者は、「自分はよくわからないけれども、ほかに原因が考えられないこと」をもって、黒人が怠惰であるという考えに至っている（pp. 94–95）。

生み出す主要な要因ではないというものである。黒人は、差別が自らの成功を妨げていると主張するが、これは誇張である。黒人がよい職業につけないのは、黒人が勉強を怠り、職業能力を欠いているためであって、差別が原因ではないとされる[11]。差別が存在するとしても、それを過大に評価するべきではないというのである。

差別の過大評価に関するこの見解を支持する白人は少なくない。黒人の大多数は差別が過小評価されていると考えるが、これに対して、白人の過半数は、むしろ差別が過大評価されていると考えている[12]。このような食い違いは、重視される差別の次元の違いと結びついている。黒人が重視するのが、社会構造や制度における差別であるのに対して、白人の多くは個人の行為の次元に注意を限定し、制度や構造の次元を軽視するのである[13]。

以上のように、黒人の劣悪な境遇が改善されない原因は、黒人の側に存在するとされる。黒人には勤労の習慣が弱く、家族の規範も弛緩しており、教育における努力が不足している。黒人同士で集まる反面、白人と交わらないため、成功の機会を失っている。それにもかかわらず、差別に貧困の原因を求める黒人は、自らの特権を求めて、「人種の切り札」

---

[11] 近年の調査では、黒人が就職・昇進において不利益を受けていると考える人は、白人では44%、黒人では82%であった。Juliana Menasce Horowitz, Anna Brown, and Kiana Cox, *Race in America 2019,* Pew Research Center, APRIL 9, 2019. https://www.pewresearch.org/social-trends/2019/04/09/race-in-america-2019/。

[12] 黒人の88% は、差別が過小評価されていると考える。他方、白人の54% は、Kiley Hurst, "Americans are divided on whether society overlooks racial discrimination or sees it where it doesn't exist", Pew Research Center, 2023.8.25.

[13] 黒人の52%は、個人の行う人種差別よりも、構造的レイシズムをより重要であると考える。白人は、70%が個人の行うレイシズムをより重要と考え、構造的レイシズムを重視する人は18% に過ぎない。Katherine Schaeffer and Khadijah Edwards, "Black Americans differ from other U.S. adults over whether individual or structural racism is a bigger problem," Pew Research Center, November 15, 2022. https://www.pewresearch.org/short-reads/2022/11/15/black-americans-differ-from-other-u-s-adults-over-whether-individual-or-structural-racism-is-a-bigger-problem/

を乱用しているのであり、これこそが、人種対立を持続させているというのである。このようなイデオロギーと、それに基づく実践が「カラー・ブラインド・レイシズム」なのである。

## 第2節　支配・抑圧の可視化

それでは、このような論理の支配する中で、これを反駁し、人種間の平等化を主張するためにはどのような立論が可能であろうか。

### 構造と歴史

近年の調査をみると、黒人の視点からは、二つの点において「不正義の感覚」（J. シュクラー）が抱かれていることがわかる。第一は、「構造的不正義」の感覚であり、現在の社会過程が不公正であり、較差を引き起こしているという認識である。すなわち、黒人の大多数は、個人の行為よりも、制度や構造における差別を深刻な問題と考え、このゆえに、黒人が就職や昇進において不利益を受けていると考えている。白人の認識は、これと大きく異なる。白人は、「差別」をもっぱら個人の行為のレベルで考え、個人の行為と区別される構造や制度のレベルの差別を軽視する。「カラー・ブラインド・レイシズム」のイデオロギーも、このような想定の下で成り立っていると考えられる。

第二は、「歴史的不正義」の意識であり、奴隷制度やジム・クロウ制度という過去の出来事に関するものである。圧倒的多数の黒人は、奴隷制度が今日の黒人の社会的境遇に大きな影響をおよぼしており、また、奴隷にされた人々の子孫に対する補償が必要であると考えている[14]。白人の意識はこれと大きく異なり、過去の不正義が現在に与える影響を認識しないものが相当数を占め、補償が必要と考える者はわずかである。

[14] ある調査によると、黒人の85% が奴隷制が相当な影響をもつと考え、77% が子孫への補償が必要であると考えている。なお、白人においては、相当な影響があると考える割合は50% であり、補償が必要と考えるのは、18% に過ぎない。Carrie Blazina & Kiana Cox, “Black and White Americans are far apart in their views of reparations for slavery,” Pew Research Center, November 28, 2022.

このように、「構造的不正義」および「歴史的不正義」の感覚は、黒人の間で広く共有されている一方で、白人には共有されていない感覚であり、今日の不平等を認識する鍵になることが予想される。以下ではこの二つの論理をそれぞれ展開し、平等性に向けた論理を示したい。

**支配・抑圧の諸要素**

1964年公民権法によって明示的差別が禁止され、形式的な平等が実現したのちも、これだけでは黒人の解放が実現しないことは、早くから認識されてきた。カーマイケルとハミルトンは、黒人を支配する構造を「制度的レイシズム」として定式化した（Carmichael & Hamilton 1967, pp.6-32）。個人が行う明示的レイシズムと区別された制度的レイシズムは、白人社会全体が黒人社会に対して行うものである。それらは、「正当な外見を持つ（respectable）」制度を通じて行使されるが、その効果は、貧困や飢餓を引き起こす深刻なものである。カーマイケルとハミルトンは、政治システムにおける黒人の無力化、白人の雇用主・家主・商店主による搾取、社会の差別意識などを通じ、白人が黒人を植民地的に支配する構造が持続していることを指摘するのである。

このような視点からの黒人問題の研究は、今日まで多く蓄積されてきた。以下、近年の研究に即して、構造的な支配・抑圧のあり方を概観しよう。ボニラ＝シルヴァによれば、公民権運動の後、不平等な関係を再生産する機能が、国家部門から経済部門および市民社会に移動した。今日、両集団間の較差を再生産しているのは、明示的に差別的な法制度や実践ではなく、多様な要素が構成する「構造」である。ここで構造とは、社会的、政治的、経済的、イデオロギー的なレヴェルの社会関係と実践の集積である。それらの要素の中には、悪質さの高いものも低いものも存在するが、これらが組み合わさることで、黒人を白人の下位にとどめおく力学が生まれる。

今日、集団間の関係を論じるためには、「構造的支配・抑圧」に焦点を当てる必要がある。個人の行為や、特定の制度のみに注目したならば、公民権運動期以降、レイシズムは減少したように見えるが、社会構造に注目するならば、人種集団間の支配・抑圧の関係が持続しているのである。以下では、このような構造を構成する諸要素を見てゆきたい。

### （1）住居分離

アメリカの諸都市では、民族・人種ごとに居住地区が区別され、これが黒人の生活改善を妨げていることが、多くの研究者によって指摘されている。このような住居分離は、偶然に生じたものではなく、白人の意図的な行為によって作られた部分が大きい（Massey & Denton 1993; Massey 2016; Nightingale 2015）。

奴隷制の廃止後、移動の自由を得た黒人は、アメリカ社会の工業化の進展のなかで、南部の農村から北部の大都市へと移動した。この移動の波に直面して、1910年のバルティモアを皮切りに、多くの都市が、黒人の居住区を制限する条例を制定した。こうした法的規制に並行して、白人の生活領域に入り込む黒人に対して、白人住民による「人種暴動」や自警団の暴力が多発し、人種の境界を維持したのである。

居住地区を制限する法令は、法廷闘争を経て、1917年に違憲とされたが、その後は不動産所有者、不動産業界、政府機関の共同によって、これに代わる仕組みが作られてゆく（Massey 2016, p.373）。「制限的住民協約（restrictive covenant）」は、不動産業界が主導して考案した手法である。一定地域の不動産所有者が、黒人への賃貸や売却を行わない私的契約を行う。この協約が地域の所有者の多数によって承認されれば、それが法的拘束力を持つ。このようなやり方で、地域住民が共同して黒人を締め出す手法が作られたのである。第二に、不動産業界は、住居分離を推進する、業界内の方針を確立する。すなわち、全国不動産取引業協会は、1924年に、その倫理規定の中で、不動産業者が居住地区に、顧客の不動産の価値を低下させるような人種や国籍の者を導き入れないようにすることを明記する。これは職業的義務の形をとりながら、黒人や有色人種に対する排除の推進を、業界の方針として確立したものであった。1927年には、シカゴ不動産協会が制限的住民協約のひな型を作成し、これが全国の不動産業者に使われることになった。

政府諸機関は、不動産業界と緊密に連携しながら、住居分離を促進する政策を展開した。連邦住宅局（FHA Federal Housing Administration）や退役軍人局（Veterans Administration）は、自らの補助によって購入される不動産に、制限的住民協約が適用されることを推奨した。また、両機関は、住居地区を信用度の違いによって区分する際に、住民の人種

を考慮した。黒人の居住地区や、人種の混住地域は、将来の発展が見通せず、リスクの大きい地域とされ、政府はローンへの保証を与えなかった（レッドライニング）。FHAのマニュアルは、「居住地区が安定性を獲得するためには、不動産が同一の社会的・人種的集団によって保有されなければならない」としているのである。このようにして、人種集団の居住地区を区別し、白人の居住地区のみに公的財源を投下する方針が形成されたのである。

このような環境のもとで、ほとんどすべての都市において、不動産業者による黒人差別が行われた。シカゴでの調査によれば、不動産業者の大多数が、黒人に対して、白人居住地区の土地の売却や賃貸を拒否した。その拒絶は、明示的な形をとるものが多かったが、より隠れたやり方で行われることもあった。すなわち、当該の不動産がすでに売却済みであると偽る虚言や、黒人の顧客をもっぱら黒人居住地区や貧困地区の物件に誘導する「ステアリング」も広く行われた。第二次世界大戦後には、ハイウェイが建設され、郊外の住宅地への白人の移動が起こり、郊外は白人の居住地区として発展していった（Nightingale 2015）。

これらの差別的な実践に対しては、抵抗の運動が続けられてきた。制限的住民協約は1948年に違憲とされ、1940年代以降は、諸州で居住の自由を保障する立法が行われてゆく。1960年代以降、公民権運動の高まりの中で、「公正住宅法（Fair Housing Act）」（1968年）が、住居の売買や賃貸借における差別を禁止し、「公平信用機会法（Equal Credit Opportunity Act）」（1974年）は抵当付き貸付における差別を禁止した。コミュニティ再投資法（Community Reinvestment Act）」（1977年）は、「レッドライニング」を禁止するにいたった。

こうして、差別的な不動産取引が禁止されるに至ったが、これによって住居分離が解消したわけではない。これらの規定の多くは、実効的な介入の仕組みを欠いている。政府の財源は限られ、対応できる案件はごくわずかにすぎない[15]。また、被害者が法廷で争う場合には、差別を受けたことの挙証責任を負わざるを得ないため、訴訟のハードルも高い。

[15] 2008年の調査では、400万件の差別事例のうち、行政が注意を向けたのは、２万件にとどまった（Nightingale 2015, p.2）

このため差別的な慣行は根絶されず、隠れた形で持続することになる（Massey 2016, p.374）。実際のところ、多くの団体による監査実験（audit studies）が、差別的慣行の持続を示してきた。連邦政府も1977年、1988年、2000年に調査を行い差別の持続を確認している（Massey 2016, p.374）。黒人やヒスパニックの顧客は、白人に比べて少数の物件しか紹介されず、悪い条件をを提示され、また特定地区に誘導される。また、黒人がローン申請を却下される比率は、同じ収入の白人に比べてはるかに高く、また高い金利を要求される例も多い[16]。

現在も用いられる住居分離の手法として、自治体が都市計画権限を用いて行うゾーニングがある。住居の密度を制限し、手頃な価格の多世帯住宅を建てられなくすることで、貧しい人々を締め出す手法である。この手法によって、階級と人種による住居の分離が強められることが指摘されている（Massey 2016, p.375）。このように、住居分離の動きと、これを克服する動きは、いたちごっこをくりかえし、今日に至っているのである。

住居分離は、排除を構成する他の要素と連動しながら、人種間の較差を引き起こしてきた。第一に、居住地の選択は、社会の提供する雇用や就学などのアクセスを大きく規定する。居住地の移動を妨げられれば、これらの機会へのアクセスを妨げられ、社会的上昇の手段を奪われる。黒人の居住地区からは、良質な雇用へのアクセスが困難なことが多く、失業や貧困を持続させる要因となっている（Massey 2016, pp. 375–77）。また、次に見るように、住居分離は教育へのアクセスの不平等を生み出す重要な要因となっている。第二に、このように分離されたマイノリティの居住地区では、生活の基礎的なニーズを満たすことが困難になる傾向がある。すなわち、行政はこれらの地域に対する公共投資や公共サービスを切り詰めがちであり、民間による投資も滞る。医療施設、商業施設、文化・娯楽施設の維持が困難になり、安全な住居、医療へのアクセス、新鮮な食品などのニーズを満たすことが困難になる（Nightingale 2015, p.3）。またこうした排除は、各種の社会病理を発生

[16] 金融機関を相手取った訴訟も提起され、2019年にはJPモルガン・チェイスが、集団訴訟で2400万ドルの支払いに応じている（Bonilla-Silva 2021, p.47）

させ、地域の治安や社会関係を悪化させる。第三に、このような地域では、住宅の取得を通じて資産を蓄えることが難しい。黒人の居住する地区では、家屋の価値が上昇せず、また、住宅ローンや家屋保険のコストが高いため、経済的な利益を確保しにくい。このように、住居分離は構造的不正義をうみだす重要な要因と考えられるのである。

### （2）教育の較差

教育の較差も、構造的不正義を持続させる重要な要素と認識される。公民権法以前の時代には、黒人と白人に提供される教育には大きな較差が存在した。すなわち、17州では学校の分離が法律によって定められており、それ以外の州のなかにも、学校の分離が部分的に行われているものが相当数存在した（Orfield & Pfleger 2024, p. 7）。学校分離は、連邦最高裁のブラウン判決（1954年）によって違憲とされ、連邦裁判所の監視のもとで、教育の統合を行うべきことが命じられた。ところがこのような判決に対して、南部の政治指導者は一致して反対したため、統合の動きは遅々として進まず、10年後の時点でも、学校の分離状態はほとんど変化していなかった[17]。

この状況を変えたのが、1964年公民権法である。この法律は連邦政府に対して、分離解消（desegregation）の任務と、そのための権限を与えるものであった（ibid., p.16）。連邦政府は、その資金を受け入れる諸組織に対して、その給付の条件として分離解消を要求することができたのである。ジョンソン政権はこれに注力し、連邦最高裁も分離政策の歴史を持つ州に対して、分離解消の計画を命じた。ここから1970年代初頭にかけて、学校の統合が大きく進展することになる。

学校の統合において困難をもたらしたのは、住居分離の存在である。すなわち居住地区が人種ごとに分かれている場合、各地域の人口構成を反映して、白人と黒人のうちの一方のみが通う学校が生まれやすい。これに対処するため、連邦最高裁の1971年のスワン判決は、バスを利用してでも、学校の統合を進めるべきことを判示したのであり、これによって1970年代には学校の統合が大きく進むことになった（ibid., p.17）。

[17] 1964年の時点で、南部黒人の生徒の98% が、黒人だけの学校に通っていた。

この判決は、南部白人による強い反発を引き起こし、共和党のニクソン大統領は、彼らの支持を得るために、公民権法の積極的適用に反対する姿勢をとった。彼は連邦最高裁判事に保守派を任命し、学校統合をめぐる連邦最高裁の姿勢も、消極的なものに転換してゆくことになる[18]。1991年ドウェル判決では、十分な期間、適切な取り組みがされた州に対しては、裁判所の命令による統合計画の義務が解除されるべきことが判示され、1990年代を通じてほとんどの命令が解除されることになる。さらに2007年に連邦最高裁は、州や自治体が自主的に行う学校の人種統合の政策を制約する判決をくだす。すなわち、人種統合の意義は認めるものの、直接に人種を基準として学校の割り当てを行うことを、平等保護条項違反と判示したのである。こうして、連邦政府と連邦最高裁の政策が転換したことで、学校の人種統合は急速に後退し、事実上の人種分離が復活することになる[19]。

教育の分離は、他の要素と結びついて、教育の環境やプログラムの較差を引き起こす。第一に、マイノリティが集中する学校には、貧困などの困難を抱えた生徒が多く、教育上の困難が生じやすい[20]。第二に、これらの学校では、財源の不足が生じやすい。アメリカの多くの州は、各地域の「地方不動産税」を公立学校の財源にあてているが、その額はその地域の不動産の価値によって決まるから、地域差が大きい。一般に貧しい学校区では税収が乏しく、公立学校は十分な財源を確保できない。さらに、同一の学校区のなかでも、黒人・ヒスパニックの集中する学校は、必要な予算が多い半面で、予算獲得のための政治力が低く、深刻な財源不足に陥りやすい。このため、建物や設備の補修ができず、教材が

[18] 1974年には、都心部の分離解消の取り組みに、郊外を巻き込むことが連邦最高裁によって否定される。大都市の学校くでは、白人生徒がわずかしかいないところが多く、人種間の統合のために、郊外の白人居住地を計画に含める必要があった。これが否定されたことで、分離解消の取り組みが制約を受けることになる（Orfield & Pfleger 2024, p. 18）。

[19] 1980年代には、黒人の生徒の43% が白人中心の学校に通っていたが、2021年において、この数字は16%まで減少した（た（Orfield & Pfleger 2024, p. 5）。

[20] 白人生徒の比率が10%以下の公立高校は、全体の20% であるが、その生徒の78% は「貧困」に該当する（ibid. p.5）。

不足し、教職員の給与も低いことが多い（Condron & Roscigno 2003）。このような財政の不均衡の是正を求める訴訟も提起されたが、成功しなかった。すなわち、連邦最高裁の1973年ロドリゲス判決は、地方不動産税を公立学校の財源にすることで生じる財政の較差が、憲法修正14条の平等保護条項に反しないと判示した。判決によれば、教育の権利は憲法に保障された基本的権利とみとめられず、このため、州はすべての学校区に平等な資金を割り当てることを求められない。このため、学校区の間に大きな較差があっても、合衆国憲法に反しないとするのである（Orfield & Pfleger 2024, p.18）。これは今日でも有効な判決であり、財政の平等化の障害になってきた。

以上、学校間の較差の問題を概観したが、これに加えて、ひとつの学校の内部でも、黒人と白人の間の処遇の較差が問題になる。黒人と白人の生徒を比較すると、教師は黒人の生徒への期待が低く、親身な指導をしない傾向がある。黒人の生徒はコース分けの際に、学問を重視するアカデミックなコースではなく、より下位のコースや、特別クラスに入れられ、質の高い教育を受けられない傾向がある。また、黒人の生徒は白人に比べて、停学や退学などの処罰もうけやすい。このように、学校間、学校内のいずれにおいても、黒人生徒が良質の教育を受けるうえでの障害が存在するのである。

### （3）社会的ネットワークの分断

人種間の交際についての強い偏見は低下してきた（Bonilla-Silva 2021, p. 49）。かつては人種間の結婚が否定的にとらえられていたが、1990年代に至って、これを肯定する意見が多数になった。また、人種差別を批判する規範の高まりとともに、多くの白人は、自らが黒人への偏見をもっておらず、黒人の友人がいることをアピールする傾向がある。このように、明示的な差別は低下したが、他方で行動自体はほとんど変化がなく、実際には、両者の間の結婚の比率もわずかである[21]。白人と

[21] ある調査によれば白人の結婚相手のなかで、非白人の比率は５％であり、黒人は１％に過ぎない。結婚式への招待客の中に、黒人の友人を招いた白人は3.7% である。白人の社会的ネットワークの91% が白人であり、黒人のネッ

黒人の間の親しい交友は限定され、両者の社会的ネットワークははっきり分断されている。

この原因のひとつは、交友のパタンを身につける小学校から中学校の時期に、交流の機会が限られていることである。前述のように、白人と黒人では、居住地域や学校が分離されている。学校内に白人と黒人の生徒がいる場合にも、両者のクラスが分けられて、交流の機会が奪われることが多い。このため、人種の境界をこえてつきあうことへの好みが生まれず、逆に偏見が身につきやすい。高校や大学のレベルでは、白人と黒人の両方の学生が在籍し、交際の機会が生まれるが、中学時代までに身についた交友のパタンのゆえに、白人、黒人はそれぞれのサークルをつくり、人種を超えて親しく交わることが少ない。大学入学の時点では白人学生には、メディアで報道されるネガティブなストーリー以外には、黒人についての知識がほとんどなく、ステレオタイプを持ってしまっている者も多い。これが大学内にも対立を再生産してしまう（Brooks 1996, ch.2）。

この態度は社会人になってからも続く。白人の多くは職場の黒人の同僚や、近所の黒人の隣人とも、必要以上にはつきあわない。職場や学校など、フォーマルな場で接触しても、その関係はその場をこえて持続せず、その場を離れれば関係も消失する。白人を対象とした調査では、黒人の友人がいる者は10%以下である（Bonilla-Silva p.151）。こうして白人は白人同志つきあうことを自然のことのように感じるようになり、また黒人のいない環境を心地よく感じるようになる。

人種間結婚についての態度は微妙なものである（Bonilla-Silva 2021, pp. 165-171）。一方で、圧倒的多数の白人が、人種間結婚には何ら問題はなく、恋愛においては本人の選択が尊重されるべきと考える。しかしながら、自らの問題として、これを実行しようとする意欲は一般的でない。第一に、社交の空間が分断されているため、当事者が、両方のネットワークとつながりを持つうえでの苦労が生じやすい。こうした負担を負うべきは、当事者であると考えられている。これに加えて、白人は黒人と交友した経験が乏しいため、親密な交際への関心を持たない場合も多い。

---

トワークの83% が黒人である（Bonilla-Silva 2021, p. 49）

こうしてパートナーの選択においても、白人を選択することが多くなる。

このように、白人は個人の選択を尊重するリベラルな態度をとるが、個人の選好を生み出す社会構造を視野に入れないため、集団間の社交の分断を容認してしまうことになる。こうした分断を改善するためには、初等中等教育段階の社交の改善が不可欠なのであり、これは住居分離や学校分離などの社会構造の是正を要請するのである。

このような社交の分断は、黒人の就労に深刻な影響を与える。アメリカでは多くの場合、知人の紹介によって就職がなされる。社会的な資源の多くを保有するのは白人であり、白人のネットワークの外にいる黒人には、良質の職を探すことが難しいことが多いのである。

### （4）職業生活の不利

前述のように、黒人と白人を比較した場合、収入における大きな較差が存在するが、それはいくつかの要因によってもたらされる。第一は、教育の較差の影響である。前述のように、貧困や住居分離の影響で、良質の教育を受けられない人々が存在し、これが就業上の困難を引き起こすのである。第二は、社交のネットワークの分断である。アメリカでは、企業による採用の多くが、インフォーマルな社会的ネットワークを通じて行われる。その比率は8割にのぼるという（Bonilla-Silva 2021 p.87）。前述のように、白人と黒人の居住地域が分離され、社交の世界も分断されているから、黒人の多くにとって、白人の支配する企業の雇用にアクセスすることが困難なのである。

第三に、黒人に対する偏見が、雇用上の差別を生んでいる。雇用上の差別は公民権法において禁止されているが、それにもかかわらず民間企業が黒人への差別を行っていることを示す多くの研究が存在する。この点が特に明らかになるのは、就職・採用の時点である。就職・採用においては、企業と応募者との雇用関係がまだ生じておらず、また、採否の決定における企業の自由度が大きいから、企業の持つ人種的偏見が、その行動にもっとも直接に現れる。過去25年間の多くのフィールド実験・観察実験を集積した最近の研究によれば[22]、白人の応募者は、同様の能

[22] Quillian, Lincoln, et al. "Meta-analysis of field experiments shows no change

力・資格をもつ黒人の応募者と比較して、面接試験に招かれる確率が36%高く、黒人より顕著に優遇されている。しかも、このような差別の傾向は、統計上、過去30年間にほとんど変化しておらず、今後も、差別が減少するという楽観を持つことはできないのである。

### （5）政治的周縁化

南北戦争以前、奴隷であった黒人は選挙権を持たなかった。自由黒人の処遇は州ごとに異なるが、選挙権が認められていた州でも、財産資格による制限が課され、ほとんどの黒人は政治から排除されていた。南北戦争の終結後、合衆国憲法修正第14条によって、黒人に公民権が与えられ、法の下の平等が規定された。また第15条によって、州が人種や肌の色を理由として選挙権を奪うことが禁止された。しかし各州は、有権者登録に一定の条件を課することが可能であり、旧奴隷州の多くでは識字テスト、人頭税、さらには露骨な暴力などを通じて、黒人の投票の権利を奪った。公民権運動の結果、1965年投票権法が成立し、黒人の投票が可能になり、ようやく、その声が政治過程において表明されるようになった。

しかしながら、これによって黒人の平等な参加が完全に実現したわけではない。憲法および投票権法によって、黒人の政治参加を保障する枠組みが整えられたが、これに対しては南部諸州を中心に、保守的な白人の抵抗が持続してきた。南部諸州においては、保守的な白人が共和党を支持し、圧倒的多数の黒人が民主党を支持するため、共和党には黒人の投票を抑制することに党派的利益がある。近年では、共和党が、選挙における黒人の影響力を減じる制度変革を精力的に進めており、状況の悪化が広く危惧されるに至っている。

アメリカでは、選挙区の区割りや投票方法など、具体的な制度の設計・運用は州政府にゆだねられており、各州は合衆国憲法、連邦法、各州憲

---

in racial discrimination in hiring over time." *Proceedings of the National Academy of Sciences* 114.41 (2017): 10870-10875. 著者はこのような根強い差別を前にして、反差別法のより強力な実施や、アファーマティブ・アクションなどの救済策の必要を指摘する。

法の制約のもとにこれを行う。黒人の政治参加の保障の上で重要なのは、州の行動に適切な制約が課せられることである。この意味で、合衆国憲法の平等保護条項、投票権法の規定、それらを解釈する連邦最高裁の役割が重要である。

黒人の政治参加の保障の課題は、政策上は二つの点をめぐって現れる。第一は、投票権の行使の保障であり、第二は、黒人の投票の有効性の確保である。投票権の行使については、投票権法の成立後も、常に妨害の動きが存在してきた。当初は識字テスト、暴力による威嚇、職場による解雇などの妨害も行われた（Brooks 1996 p.85-87）。これらの露骨な妨害はやがて制止されるが、間接的な形での妨害はローカルな場で、その後も持続することになる。たとえば、黒人有権者に対して、有権者登録における不親切な対応、申請の厳格な審査などによる投票の抑制が行われてきた。また、車を持たず、また勤務時間の自由度が少ない黒人の登録を妨害するために、有権者登録の会場をアクセスの悪い場所に設定したり、登録の時間帯を平日の日中に限定したりする試みが各地で繰り返されてきた。これに対しては、多数の訴訟が提起されてきた。

第二の問題は、投票の有効性ないしは投票の価値の保障である（Brooks 1994, p.91）。マイノリティである黒人が、自らの代表者を選出しうるかどうかは、選挙制度や選挙区割りのあり方によって左右される。投票権法の第２条は、個人の投票の価値を希釈することを禁じており、その後の法律の修正と連邦最高裁の判決を通じて、マイノリティの包摂の枠組みが規定されてきた。

1980年の連邦最高裁の判決において、大選挙区完全連記制（各投票者が定員と同じ数の候補者に投票する）のように、マイノリティに対して極端に不利な制度を採用することが、投票権法第２条に違反するとして禁止された。また小選挙区の区割りについても、まとまった人数の人種的ないし言語的マイノリティが存在する場合に、彼らが自らの代表を選出する力を減じるような区割り行うことは、同規定に違反するとされた。具体的には、一地域に集住する人種集団を、複数の選挙区に分散させたり、あるいは逆に、過大に一つの選挙区に詰め込んだりすれば、その集団が代表者を選出する力が低下するから、この規定に違反すると考えられるのである。もっともこの解釈をめぐっては、多くの訴訟が提起され、

判例も変遷をとげてきた。

このような枠組の下で、マイノリティが代表者を選出できるように、マイノリティが多数派になる「マイノリティ多数選挙区（minority-majority district）」が多数作られてきた。同時に、これに対しては、人種を意識した区割りが、平等保護条項への違反であるという訴訟が多数提起され、判決は「マイノリティ多数選挙区」の設立に、一定の制約を課するようになった。他方の共和党は、「マイノリティ多数選挙区」の合憲性を前提に、黒人有権者を特定の「マイノリティ多数選挙区」に必要以上に詰め込むことで、逆に、他の選挙区の黒人有権者の数を減らし、全体としての黒人の影響力を減じる手法を多用する。これに対して、黒人の側からの訴訟が提起され、最高裁がこれを違憲とする例も見られる。問題の根本は、選挙の原則である多数決原理と、マイノリティの実効的政治参加の保障とのあいだの、適切な関係が確立されていないことである（Brooks 1996, ch5）。

このような中で、状況を大きく変化させたのが、連邦最高裁のシェルビー判決（2013年）である。投票権法第2条は、黒人に不利益な制度変更を防ぐために、差別的な伝統を持つ州を指定し、これらの州の制度変更にあたっては、連邦政府による事前承認を行う手続きを規定していた。ところが、シェルビー判決は、経年による南部社会の変化に伴って、この指定がすでに有効性を失っているとして、これを無効としたのである。これによって、州は事前承認の制約を解除されることになり、黒人の権利を保障する連邦法の機能が弱まることになった。

連邦最高裁の保守化は、共和党のトランプ政権期に、3名の保守派判事が任命されたことで決定的になった。最高裁の判事構成のバランスがくずれ、いまや9名中6名を保守派判事が占めることになった。最高裁判事の党派性が強まる中で、黒人の政治参加を脅かす状況が生じている。

シェルビー判決以降、共和党が支配する州では、「制限的投票立法（restrictive voting laws）」とよばれる多数の立法が行われるようになった。これらの立法は、ほぼすべてが共和党の議会や知事が主導するものであり、民主党の支持基盤であるマイノリティ、とくに黒人の投票率を抑制すること狙ったものである。この種の立法は州ごとに多様であるが、代表的なものは、投票に際して政府の発行する写真付きの身分証明書の

提示を求めるものであり、運転免許証やパスポートを持たないものは、州政府が別途発行する証明書の取得などが必要になる。運転免許証を所持しない黒人は多く、投票へのハードルが上がるのである。

この他にも、投票所を減らす、日曜日の投票を制限する、期日前投票の期間を短縮する、などの制度変更も行われる。概して、投票の便宜を減じるこれらの規制は、車を持たず、勤務時間の制約などが大きい低所得者やマイノリティが投票に出向く負担を増加させる。当然ながらこれらに対しては、多くの訴訟が提起されており、その人種差別的性格のゆえに無効とされたものもある。これらの制限的な制度が導入されることで、投票の条件の不平等が拡大することが懸念されている。最近の調査によれば、白人と黒人の投票率の較差が、近年増大しており、その一因がこのような制度変更にあることが推測されている[23]。

選挙区割りについても、投票権法の保護が失われる危惧が強い。連邦最高裁判所は、政治的党派が、区割りを自党に有利に操作する党派的ゲリマンダリングについて、これが立法部によって対処すべき問題であり、司法によって救済するものではないとして、司法適合性を否定した[24]。2024年には、人種問題についても同様の姿勢を示し、黒人有権者の選挙区を、自党に有利に操作した共和党議会による操作についても、これが人種差別ではなく、政治的考慮にもとづくゲリマンダリングであるとして、救済の対象とすることを否定した。このように、黒人の政治参加の権利は、深刻な後退の脅威に直面しているのである。

### （6）警察・刑事司法による暴力的統制

一般にある集団を支配・抑圧し、低い社会的な地位を甘受させるためには、これに抵抗する者への暴力的統制が必要になる（Bonilla-Silva 2021, pp.56-57）。奴隷制の時代には、監視やむち打ちなどによってこれが行われた。ジム・クロウの時代には、白人と黒人の社会的役割や、集

[23] *Growing Racial Disparities in Voter Turnout*, 2008-2022 By Kevin Morris and Coryn Grange, MARCH 2024, Brennan Center for Justice at New York University School of Law

[24] 勝田卓也（2024）p.42

団間の接触についての「人種エチケット」が厳密に定められ、これを遵守しない黒人にはリンチや人種暴動などの暴力的制裁が行われ、政府や司法もこれを黙認した。公民権法以降の時代には、私人の暴力は抑制されるようになったが、これに代わって国家機関、すなわち警察、刑事司法、FBI、社会福祉担当の官吏などが、黒人への統制の機能を果たしていることが指摘される。

警察は、歴史的に黒人の抗議行動や暴動を抑制する役割を果たしてきた。警察の中には黒人やヒスパニックを危険視する文化があり、積極的にマイノリティ地区の取り締まりを行うことにより、こうした見方が一層強まることになる（Bonilla-Silva 2021, pp.63-64）。

不審者を呼び止めて身体検査を行う「ストップ・アンド・フリスク」は、その9割が黒人及びヒスパニックの若者を対象にしており、彼らに恐怖心を植え付けている。実際のところは、白人の若者の方が、薬物の売買や使用、銃器の携帯を頻繁に行うという研究もあり、また黒人においてストップ・アンド・フリスクが逮捕につながる割合は低い。このように、黒人やヒスパニックの若者を重点的に取り締まる人種プロファイリングは正当化できない。むしろこのような検査は、警察がこれらの集団を統制下におく手段として利用されているのである（Bonilla-Silva pp. 59-61）。また、警察による死者のなかで、黒人の比率が最も高い。このような経験から、黒人やヒスパニックの若者は、警察に強い不信感を持つことになる。

また、警察や公安組織は、黒人の運動を秩序への脅威とみなし、黒人活動家の監視やその妨害を行ってきた。公民権運動以来、FBIはM.L.キングやマルコムXをはじめリーダーを監視下に置き、諜報工作によって信用を失墜させ、運動組織を解体させてきた（ibid., p.64）。警察の暴力に抗議するブラック・ライブズ・マターの運動が高まる中で、いくつかの州では、これに逆行する「ブルー・ライブズ・マター」が掲げられ、また警察官への暴力をヘイトクライムと分類して、重い刑罰を与える立法が行われた（ibid., p.59）。このように、警察による暴力的抑圧の是正には抵抗があり、克服は難しい。

裁判の過程においても、黒人は白人に比して、不利な扱いをうける。同じ犯罪でも白人に比して、黒人が厳しい処罰を受ける傾向がある（ibid.,

pp.56–59）。薬物の利用者の中で黒人の比率は14%に過ぎないが、収監される者の中では、黒人は74%を占める。銃器・薬物にからむ犯罪では、黒人の方が白人より刑期が1.5倍長い。黒人が白人に危害を与えた場合、同じ条件で白人が黒人を傷つけた場合と比較して、有罪になる比率は数倍も高い（ibid., pp.61–63）。

このような不均衡の原因の一つは、陪審員の選定の方法にある。陪審員には年配で、富裕、教育水準が高く、処罰に積極的な人が選ばれる傾向があり、白人が選ばれる確率が高い。このため、彼らが持つバイアスが判決に反映されると考えらえる（ibid., p.62–63）。

アメリカでは1960年代末から厳罰化の動きが始まり、1990年には大量収監が発生する。懲罰的な処遇は服役後にも続き、福祉の給付や公営住宅の入居資格が否定され、資格取得を制限されるなど、就職や社会復帰が妨げられる（Valls 2018, pp. 168–170）。この時期、収監者の中の黒人の比率が急増する。今日では、黒人の収監率は白人の６倍であり、20–30歳代では、収監率は白人の８倍である（Bonilla–Silva 2021., pp. 58–61）。今日生まれた黒人男性の３分の１が、一生のどこかで収監を経験する計算になる。このような状況は、黒人の家族やコミュニティを破壊し、失業や貧困を持続させ、偏見を再生産するのである。

### （７）市民社会における暴力や威圧

アメリカでは、白人による黒人への暴力的締め付けは、公的機関によるものに限られない。公民権運動の後は、私人による暴力は減少したが、根強く存在している。とくに、人種差別的な自警団活動は残存しており、これによって黒人が襲われる例は少なくない。しかも、近年ではこのような自警団活動を助長するような法改定が見られる。すなわち、通常の観念によれば、危険に直面した人は、まずそこから避難するする必要があり、避難が困難な場合にはじめて、反撃することが正当防衛として正当化される。ところが数州において、この要件が緩和され、危険に直面した者が避難することなく、直ちに反撃することが許されるようになったのである（ibid., p.59）。2012年には、自宅付近をジョギングしていたトレイボン・マーティン氏が、自警団活動中と称する白人二人に射殺される事件が起こった。当初、犯人は起訴すらされず、全国的な抗議運動

がおこった。これをうけて犯人が起訴されたものの、正当防衛が認定されて無罪になり、黒人差別の実態を広く認識させることになった。

黒人への締め付けは、このような暴力行為に限らない。近年では、インターネットを利用して、社会の「マナー」を乱す行動をとる黒人やヒスパニックの行動に、白人が社会的制裁を加える行為が増えている（ibid., p.67）。たとえば、黒人が公園や街路でマナーを破ったとして、あるいは、黒人男性から「威嚇」を受けたとして、白人が警察に通報する。警察もこれに過剰に反応して出動し、黒人にハラスメントを行う。その一部始終がインターネットに投稿され、社会的非難が巻き起こる。ここで注目すべきは、白人の通報者が、社会の人種的序列を前提に、自らの権力を利用することを意図していることである。すなわち、警察に通報したり、ネットに投稿したりする際には、相手が黒人やヒスパニックであることを強調し、社会のステレオタイプに訴えるのである。すなわちこれは、人種的偏見を再生産する草の根の実践といえるのである。警察による暴力が繰り返されるたびに、警察組織における人種偏見が指摘されるが、この偏見は、社会一般に存在する偏見を反映していることが指摘されている。ここに見たように、警察の暴力は、社会一般における差別の実践と連続しているのである。

**参照文献**

Anderson, Elizabeth 2010 *The Imperative of Integration*, Princeton University Press.

Bonilla-Silva, Eduardo. 2021. *Racism without racists: Color-blind racism and the persistence of racial inequality in America*. Rowman & Littlefield.

Brooks, Roy. 1996 *Separation or Integration? A Strategy for Racial Equality*. Harvard University Press.

Carmichael, Stokely, & Charles V. Hamilton. 1967. *Black power*. New York: Vintage Books.

Michael J. Klarman, "The Degradation of American Democracy and the Court, 134 Harvard Law Review 1-264 (2020).

Condron, Dennis J., and Vincent J. Roscigno. 2003. "Disparities within: Unequal spending and achievement in an urban school district." *Sociology of education* : 18-36.

Garner, Steve 2010, *Racism*, Sage Publications.

Massey, Douglas &Nancy Denton 1993. *American Apartheid: Segregation and the Making of the Underclass*. Harvard University Press.

Massey, Douglas. 2016. " Segregation and the perpetuation of disadvantage". In *the Oxford Handbook of the Social Science of Poverty*.

Nightingale, Carl. 2015."Spatial segregation and neighborhoods." *Oxford Research Encyclopedia of American History*.

Orfield, Gary and Ryan Pfleger. 2024 Unfinished Battle for Integration in a Multiracial America：From Brown to Now. UCLA Civil Rights Project. April 2024.

Said, Edward W. 1978 *Orientalism*, Georges Borchardt Inc.

Valls, Andrew 2018. *Rethinking Racial Justice*. Oxford University Press.

Young, Iris Marion 1990. *Justice and the Politics of Difference*. Princeton University Press.

上杉忍　2012『アメリカ黒人の歴史：奴隷貿易からオバマ大統領まで』中公新書

勝田卓也　2022「アメリカの民主政治の劣化と最高裁（1）（2・完）」大阪市立大学法学雑誌．68 巻 4 号，69巻 1 号

ミシェル、オレリア 2021『黒人と白人の世界史:「人種」はいかにつくられてきたか』明石書店